

静岡県告示第 663 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、同法第 57 条第 1 項の農林水産省令で定める中型まき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和 3 年 8 月 13 日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 中型まき網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	統数
いわし 2 そうまき網漁業	稲取埼から正東の線以北の静岡県海面	周年	定めなし	5 トン以上、40 トン未満	神奈川県内に住所を有し、かつ、その船舶につき、神奈川県知事による中型まき網漁業の許可を受けている者	1
かつお、まぐろ 2 そうまき網漁業	稲取埼から正東の線以北の静岡県海面	5 月 1 日から 8 月 31 日まで	定めなし	5 トン以上、40 トン未満	神奈川県内に住所を有し、かつ、その船舶につき、神奈川県知事による中型まき網漁業の許可を受けている者	4

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 3 年 8 月 16 日から同年 8 月 24 日まで

(3) 備 考

この告示に係る許可の有効期間は、令和 3 年 9 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日までとする。